

日EU経済連携協定：意義と経緯

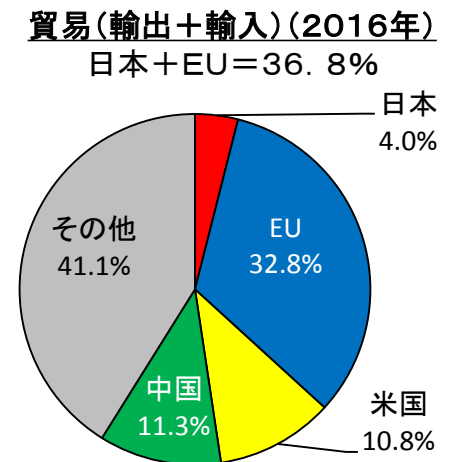
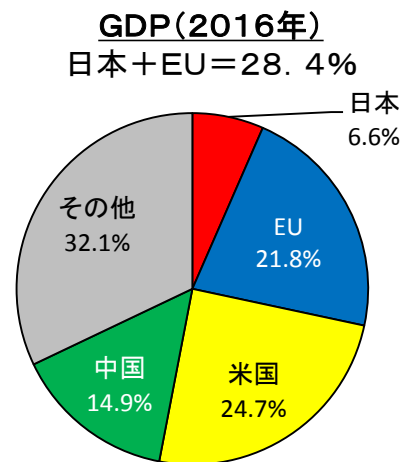
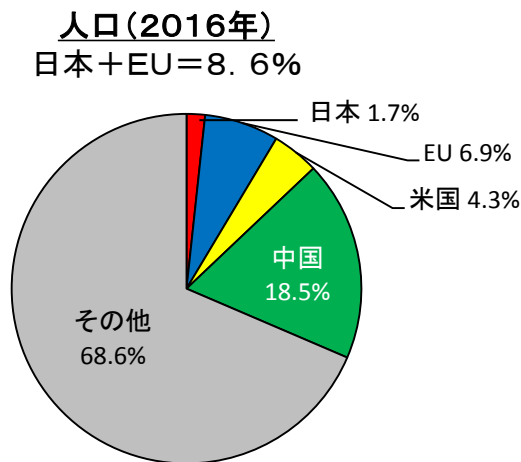
平成29年11月

在英国日本国大使館

日EU・EPA

1. 日EU・EPAの重要性

- EUは我が国にとって、民主主義、法の支配、基本的人権といった**基本的価値を共有する重要なグローバルパートナー**。また、EUは総人口約5億人(日本の約4倍)、世界のGDPの約22%(同約4倍)、我が国輸出入総額の約12%を占める我が国にとっての主要貿易・投資相手。
- 日EU関係の最優先課題である日EU・EPAは、戦略的パートナーシップ協定(SPA)と共に、日EU関係の重要な基盤となり、両者の戦略的関係を更に強化するもの。
- 日EU・EPAは、関税撤廃や投資ルールの整備等を通じて**貿易・投資を活発化**し、雇用創出、企業の競争力強化等を含む**経済成長に資する**。また、同EPAは、日本の成長戦略の重要な柱であり、**日本企業の欧州市場進出を促進**するもの。



	人口 (2016年、百万人)	シェア (%)
日本	127	1.7%
EU	511	6.9%
米国	323	4.3%
中国	1,379	18.5%
その他	5,102	68.6%
世界計	7,442	—

出典: World Bank, World Development Indicators, July 12, 2017

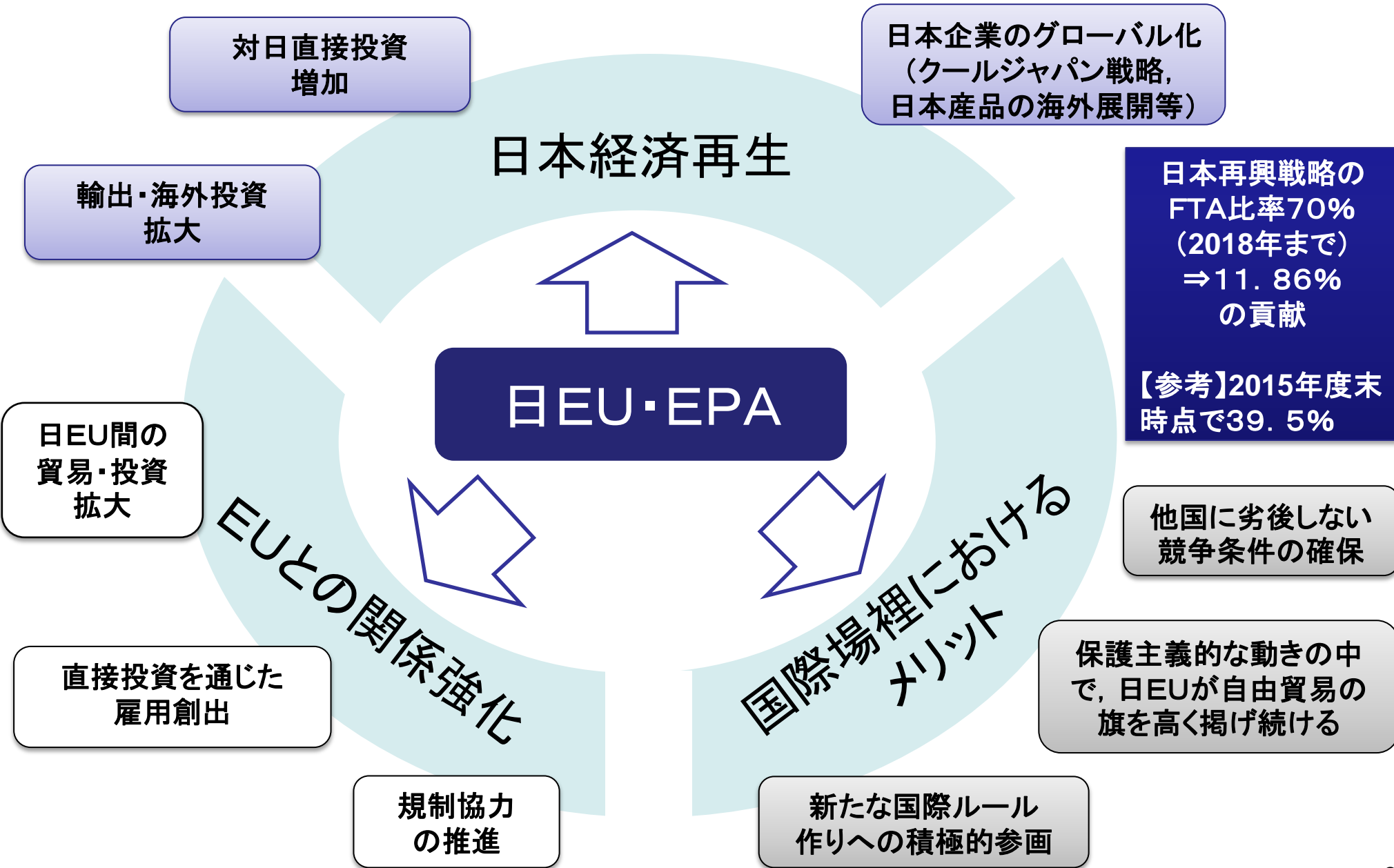
	GDP (2016年、10億ドル)	シェア (%)
日本	4,939	6.6%
EU	16,408	21.8%
米国	18,569	24.7%
中国	11,218	14.9%
その他	24,144	32.1%
世界計	75,278	—

出典: IMF, World Economic Outlook Database, April 2017

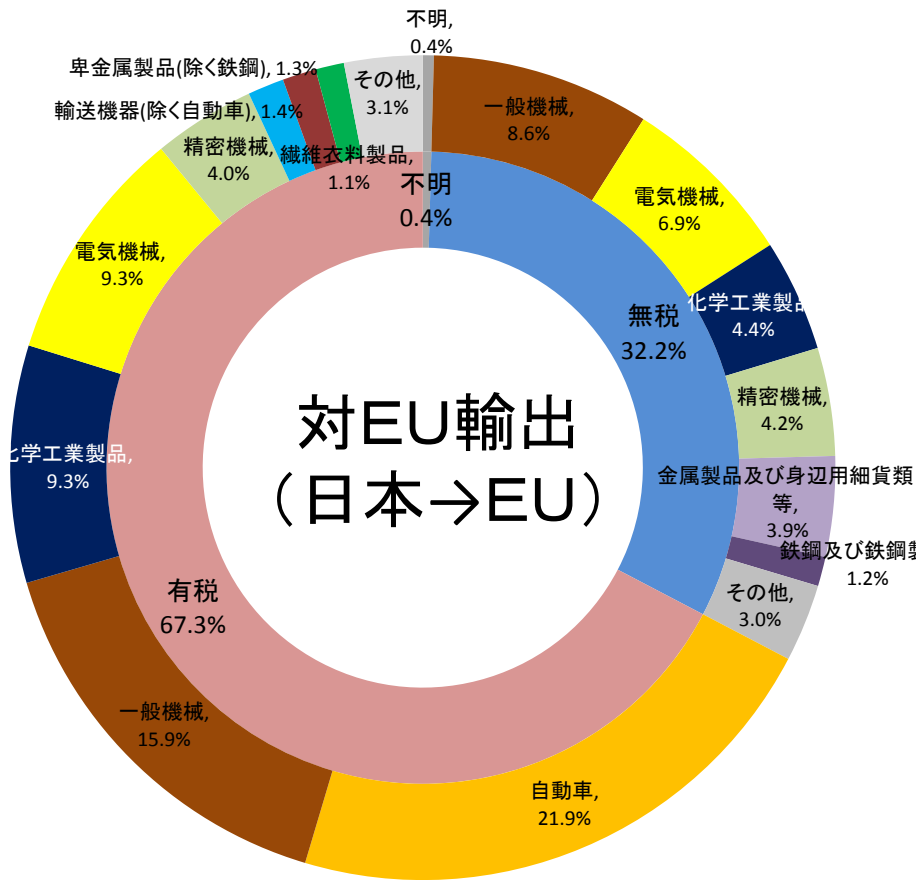
	貿易(輸出+輸入) (2016年、10億ドル)	シェア (%)
日本	1,267	4.0%
EU	10,517	32.8%
(内、域内)	6,790	21.2%
米国	3,476	10.8%
中国	3,611	11.3%
その他	13,171	41.1%
世界計	32,041	—

出典: IMF, Direction of Trade Statistics, April 2017

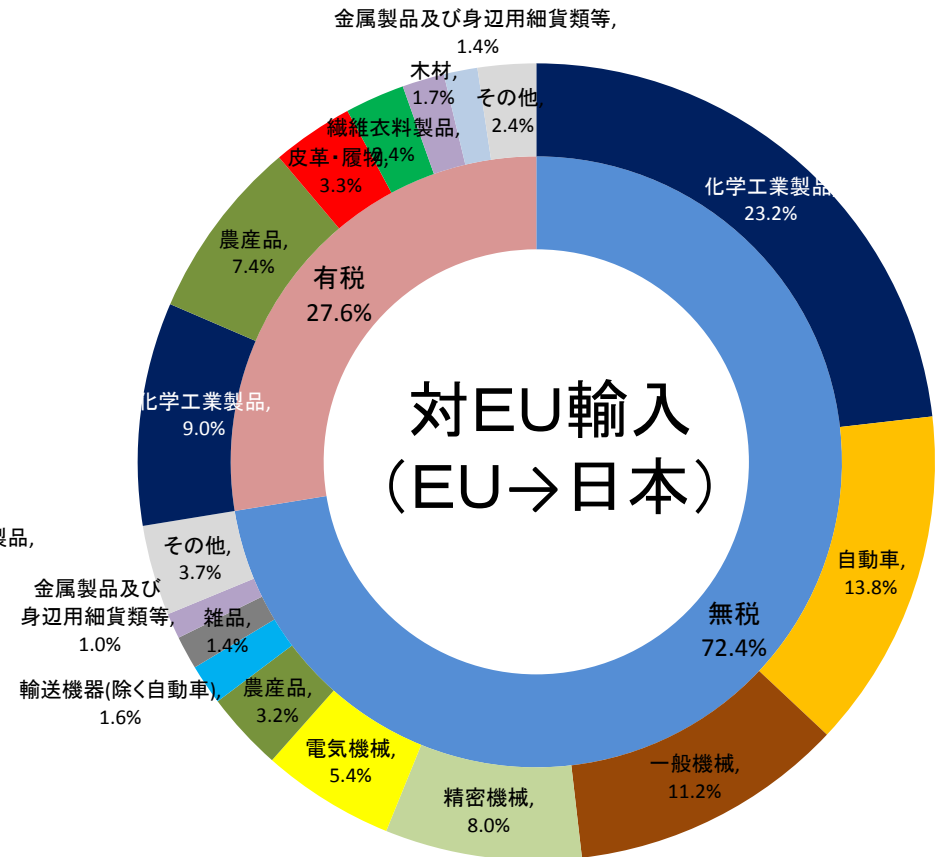
日EU・EPA(意義)



日EU・EPA(日EU貿易構造:有税/無税品目分類(2016年))



貿易データ:GTA(8桁ベース)(2016年)
関税データ:WTO-IDB(2016年)



貿易データ:財務省貿易統計から経産省集計(2016年)
関税データ:実行関税率表(2016年4月)
(関税割当等の内枠を有税とする)

(注)経済産業省作成資料。前頁とは統計データ等が異なるため、貿易量の数値は異なる(本資料においては、対EU輸出は7兆9,626億円、対EU輸入は8兆785億円(2016年))。具体的には、通常の輸入品とは異なる特殊取扱品(再輸入品及び機用品)を現頁では除いている一方、前頁はそれらを含めた総額を載せている。また、使用しているデータや商品分類も異なる。

日EU・EPA(大枠合意の内容)

1 意義

- 日EU・EPAは、アベノミクスの成長戦略の重要な柱。
- 本協定の大枠合意は、保護主義的な動きがある中で、日EUが自由貿易の旗を高く掲げ続けるとの強い政治的意思を示すものであり、世界に対する力強いメッセージ。
- 本協定は、日EU間で自由で、公正な、開かれた国際貿易経済システムの強固な基礎を構築するもの。また、自由で公正なルールに基づく、21世紀の経済秩序のモデルとなるもの。

2 概要(物品関税等)

(1) 日本産品のEU市場へのアクセス(攻め)

- 工業製品:
 - ✓ 100%の関税撤廃を達成。
 - ✓ 乗用車(現行税率10%): 8年目に撤廃。
 - ✓ 自動車部品: 貿易額で9割以上が即時撤廃。
- 農林水産品等:
 - ✓ 牛肉, 茶, 水産物等の輸出重点品目を含め、ほぼ全ての品目で関税撤廃(ほとんどが即時撤廃)を達成。
 - ✓ 日本産食品の輸出拡大に向け、農産品や酒類(日本酒等)に関する地理的表示(GI)の保護を確保。
 - ✓ 酒類については、日本ワインの輸入規制(醸造方法・輸出証明)の撤廃等も実現。

(2) EU産品の日本市場へのアクセス(守り)

- 農林水産品:
 - ✓ コメについて関税削減・撤廃等からの除外を確保。
 - ✓ 麦・乳製品の国家貿易制度, 糖価調整制度, 豚肉の差額関税制度といった基本制度を維持。
 - ✓ 関税割当やセーフガードなどの有効な措置を獲得。
 - ✓ 以上により、農林水産業の再生産が引き続き可能となる国境措置を確保。
- 工業製品:
 - ✓ 皮革・履物(現行税率最高30%): 11年目又は16年目に撤廃。

交渉の全体像

以下の分野について最終合意に向け交渉中。

総則 協定の実施・運用等に関するルール等, 協定全体に関わる事項を議論	物品市場アクセス 物品貿易に関し, 関税撤廃・削減等を議論	物品ルール 物品貿易に関し, 内国民待遇等の基本的なルールを議論	非関税措置 貿易に影響を与え得る関税以外の措置を議論	原産地規則 関税撤廃・削減の対象となる原産品の要件, 証明手続等を議論	貿易救済 輸入急増の場合等におけるセーフガード等を議論	税関・貿易円滑化 税関手続の透明性確保, 簡素化等を議論
衛生植物検疫(SPS)措置 食品の安全, 動植物の検疫・衛生に係る措置等のルールを議論	貿易の技術的障害(TBT) 製品の規格等が貿易の不必要な障害とならないためのルールを議論	投資 投資家間の無差別原則(内国民待遇, 最恵国待遇), 投資に関する紛争解決手続等を議論	サービス サービス貿易に関し, 内国民待遇等とともに, 個別分野に係るルールを議論	電子商取引 電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等を議論	政府調達(市場アクセス) 政府調達に関し, 対象となる機関や物品・サービスの範囲等を議論	政府調達(鉄道) 鉄道分野の政府調達に関する市場アクセス等を議論
政府調達(規律) 政府調達に関し, 内国民待遇等の原則, 入札手続等を議論	知的財産(地理的表示除く) 特許権, 商標権, 意匠権, 著作権等の保護及び権利行使等を議論	地理的表示 農産品及び酒類に係る地理的表示の保護等を議論	競争(反トラスト) 自由競争を阻害する独占や取引制限のほか, 企業結合のルールを議論	競争(国有企業) 国有企業と民間企業の平等な競争条件を確保するためのルールを議論	競争(補助金) 補助金に関する通報や協議に関するルールを議論	コーポレートガバナンス 株主の権利や取締役会の責任等, 企業統治に係る基本原則を議論
貿易と持続可能な開発 貿易と持続可能な開発に関わる環境・労働に係る協力等を議論	中小企業 中小企業の活動に必要な情報提供等を議論	紛争解決 協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する手続を議論	透明性 協定の実施・運用等に関連する法令等の公表, パブリックコメントの実施等を議論	規制協力 規制の策定過程における情報交換, 規制の透明性の向上等を議論	農業協力 農林水産業等での貿易促進・協力, より安全で良質の食品等の提供のための協力を議論	最終規定 発効規定等を議論

注1 最終的な章立てを予断するものではない。

注2 各分野の内容は交渉次第であり, 最終的な結果を予断するものではない。

日EU・EPA(交渉の経緯と現状)

